令和5年6月児童死亡事案に係る検証報告について

資料3-4

事例の概要

令和5年6月19日,本児(4歳女児)が病院に救急搬送されたが,死亡が確認された。本児の顔面にアザがあったことから,橿原警察署が検視を実施し,本児の死因が十二指腸穿孔にもとづく汎発性腹膜炎であり,本児に腹部圧迫の外力が加えられた可能性があることが明らかになった。

本児家庭は、令和2年9月8日に四日市市から橿原市に転入しているが、四日市市を管轄する三重県北勢児童相談所において本児は一時保護された経歴がある。また、転入後も、本児に関し複数回の虐待通告がなされ、橿原市要保護児童対策地域協議会にも要支援児童として登録されていた。

令和5年9月26日,母の交際相手の男性が本児に対する傷害致死罪で起訴されているが,現時点で司法判断はなされていない。

本児が亡くなった当時の家族構成は、母28歳、本児4歳 〔母の交際相手27歳〕

対応の問題点

【橿原市】

- ○転入前後の対応
 - ・庁内の情報共有や四日市市への情報提供の要請が不十分
- ○初期調査・現認
 - ・必要事項の確認が不十分
 - ・48時間ルールの不徹底
 - ・写真撮影等による記録化が行われていない
 - ・母との関係重視による聴取等の不足
 - ・調査後の庁内及び児相との情報共有不足
- 〇アセスメント
 - ・母の言動への過度な信頼による. 確認不十分
 - ・見直しが不適切・不十分
 - ・支援レベルに応じた現認の未実施
- 〇保育所
 - ・ 庁内の情報共有不足による要保護児童等の加点無し
- 〇要保護児童対策地域協議会
 - •実務者会議の形骸化
 - ・不適切な、ランク分けとランク分けの見直し
 - ・個別ケース検討会議が実施されていない

【高田こども家庭相談センター】

- ○北勢児童相談所からの引継ぎ
 - 対面での引継ぎを受けていない
- 〇休日夜間対応員
 - ・定期的な研修・マニュアルが不十分
 - ・対応員同士・2次対応職員とのコミュニケーション不足
- 〇アセスメント
 - 組織的に対応するためのマニュアルが不十分
 - ・不十分なアセスメント
 - ・市との連携不足・主体性の不足
- 〇初期調查•現認
 - ・48時間ルールの不徹底
 - ・橿原市への虐待通告の伝達が口頭のみ
 - ・橿原市任せになっている
 - ・市との連絡・連携不足
- ○組織体制
 - •人材不足
 - •業務量の過多
 - •進行管理体制が不十分
 - ・経験の浅い職員による要対協への出席

課題と提言

【橿原市】

- 〇組織
 - •1人あたりの担当ケースの過多
 - 経験者を確保する人事上の配慮無し

- ・正規職員の配置を増やし、経験年数を増やす
- •児童福祉司有資格者の専門職採用
- ・外部スーパーバイザーの採用
- 担当職員の増員

- 〇進行管理体制
 - ・必要な報告を求める体制が不十分
 - ・現認の頻度に対する上司の把握・指摘が不十分
 - 進行管理のための記録から支援経過の読取りが困難
- ・進行管理体制(書式・人事配置)の見直し・確立

- ○他課との連携
 - 関係部署間での情報 危機感の共有不足
 - ・関係部署間での意思疎通の不足

- ・情報共有の徹底・システム化
- 庁内連絡会議の開催

- 〇研修等
 - ・マニュアル・研修が不十分

- マニュアル改訂・研修の充実
- ·演習型の研修·OJT研修·人事交流

- 〇要保護児童対策地域協議会
 - ·実務者会議の形骸化
 - ・個別ケース検討会議の不十分な開催

- ランクに応じた点検頻度を定める
- ・事前準備会議の開催
- 外部スーパーバイザーの活用
- ・個別ケース検討会議の開催の徹底

【高田こども家庭相談センター】

- ○組織
 - 休日夜間対応員の課題(専門性・対応の統一性)
 - •児相職員の課題

(人員・スーパーバイザーの不足, 短期の異動)

- 〇進行管理体制
 - ・虐待通告時の組織的リスク管理体制が不十分
 - ケース管理を行う上での組織としてのリスク管理体制が不十分
- ○市町村との関係
 - ・初期対応依頼時の情報伝達が口頭のみ
 - ・橿原市との連携不足. 不適切な役割分担
- ○他の児童相談所との連携
 - ・ 引継ぎが不十分

- 休日夜間対応員においてアセスメントを行わない
- ・定期的な研修や対応員同士の経験交流の実施
- ・全件録音, 通告内容のデータによる伝達
- ・専門性を持った職員の配置
- ・職員の増員,待遇改善
- スーパーバイザーの確保
- 経験の蓄積ができる人事システムの構築
- ・マニュアルの見直し、マニュアルに沿った運用実 施の徹底
- -スーパービジョンを行う者の人員を増やす
- ・適時に再アセスメントできる体制の整備
- •市町村支援コーディネーターの配置
- ・十分な事案把握をした担当者の要対協実務者会議 への参加
- ・人事交流, 定例出張制度の導入

•対面での引継ぎ

国への提言

- ○市町村相談員の体制強化
 - ・業務量に見合った職員配置、専門職の常勤職員の確保
 - ・スーパーバイザーの配置基準の法定化 (確保が困難な市町村における外部スーパーバイザーの活用)
 - ・職員確保に係る財源措置
 - 研修受講の義務化

- ○要保護児童対策調整機関における人員体制の強化
 - ・業務量に見合った調整担当者の配置となるような配置 基準の明確化
 - ・要対協運営の形骸化防止に向けた技術的支援
 - →実務者会議の実効性確保のための具体的な運営方法 の指針. 個別ケース検討会議の開催基準の明示